

生物多様性条約第10回締約国会議及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議の

我が国開催に関する関係省庁連絡会議の設置について

平成20年9月30日（火）

環境省自然環境局自然環境計画課

（生物多様性地球戦略企画室）

代 表：03-3581-3351

直 通：03-5521-8275

課 長：渡邊 綱男（6430）

室 長：徳丸 久衛（6480）

担 当：中島 尚子（6476）

鈴木 憲一（6476）

（外務省同時発表）

9月30日（火）、生物多様性条約第9回締約国会議及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議の我が国開催に関する関係省庁連絡会議（局長級）が設置され、その第1回会議が開催されましたのでお知らせします。

1. 9月30日（火）、生物多様性条約第10回締約国会議及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議の我が国開催に関する関係省庁連絡会議（局長級）が設置され、その第1回会議が外務省において開催されました。
2. 本件連絡会議は、本年5月に開催された生物多様性条約第9回締約国会議において、同条約第10回締約国会議（COP10）及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議（COP-MOP5）を2010年10月に愛知県名古屋市において開催するとの決定が採択されたことを受け、これらの締約国会議の円滑な開催に向けて、関係省庁の相互の緊密な連携を図るために設置されたものです。

（参考）

1. 生物多様性条約

生物多様性条約は、生物の多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分を目的とし、そのために締約国がとる措置等について規定している。現在190か国及び欧州共同体が加盟（我が国は、1993年に受諾）。

2. カルタヘナ議定書

カルタヘナ議定書は、生物多様性条約に基づき、バイオテクノロジーにより改変された生物（遺伝子組換え生物等）の安全な移送等において、適切な程度の保護レベルの確保に寄与することを目的とする。現在147か国及び欧州共同体が加盟（我が国は、2003年に受諾）。

(別紙)

生物多様性条約第10回締約国会議及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議の

我が国開催に関する関係省庁連絡会議の構成について

- ・ 議長

外務省地球規模課題審議官

- ・ 副議長

環境省自然環境局長

- ・ 構成員

内閣官房内閣審議官

財務省大臣官房審議官

文部科学省研究振興局長

厚生労働省大臣官房総括審議官

農林水産省大臣官房技術総括審議官

経済産業省製造産業局長

国土交通省総合政策局長

- ・ オブザーバー

生物多様性条約第10回締約国会議支援実行委員会会長